第５章　大規模なテロ等（緊急対処事態）への対処

○　大規模なテロ等（緊急対処事態）において実施する緊急対処保護措置は、武力攻撃事態における国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処など）の内容、手続等に準じる。

○　本章では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、発生時の対処などについて特に必要な事項を記載する。(*)

■　緊急対処事態（第２章第１節１「（２）緊急対処事態」（16 ページ）参照）

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

■　想定される事態例

事態例		事　　例
（１）攻撃対象施設等による分類		
	① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
	② 大規模集客施設等への攻撃	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破
（２）攻撃手段による分類		
	③ 大量殺傷物質による攻撃	炭そ菌、サリン等の大量散布 ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散
	④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ

■　共通する特徴

①　非国家組織等による攻撃
②　突発的な事態発生
③　発生当初は事故との判別が困難
④　不特定多数の市民が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場など）で発生する可能性が高い

■　都緊急対処事態対策本部設置前における事案発生への対処

(*) 本章の規定は、本章において対応しようとする事案が結果的に武力攻撃事態等の認定につながった場合にも適用する。

突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定や都緊急対処事態対策本部の設置指定が行われるまでは、都は、緊急に都民等の安全等を確保するため、都災害対策本部設置等の災害対策における仕組みなどを活用し、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。(*)

(*) 国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

第１節　発生時の対処

○　都は、テロ等が発生した場合、国による都緊急対処事態対策本部設置指定の有無にかかわらず、国、区市町村、警察・消防等関係機関と緊密に連携協力し、被災者の救出・救助、住民等の避難等の初動対応に全力を挙げて取り組む。

○　国による都緊急対処事態対策本部設置等の指定がない段階では、都災害対策本部を設置して災害対策の仕組みを活用して対処するなどにより、緊急対処保護措置に準じた措置を実施する。

１　国による都緊急対処事態対策本部設置指定が行われている場合

○　政府による緊急対処事態の認定及び緊急対処事態対策本部の設置指示が行われている場合は、都緊急対処事態対策本部を設置し対処する。

２　都緊急対処事態対策本部設置指定が行われる前にテロ等が発生した場合

【別紙 26】テロ等が発生した場合の対処

（１）危機管理対策会議における初動対応

①　危機情報の収集・分析

○　危機管理監は、テロ等の可能性のある事案発生の情報が曖昧な場合などに的確な情報を収集・分析を行うため、必要に応じて情報連絡態勢により対応する。

②　危機管理対策会議の招集

○　危機管理監は、テロ等の可能性のある事案発生の情報を把握した場合は、直ちに危機管理対策会議を招集し、知事に報告する。(*)

③　関係機関との連携

○　危機管理監は、国、区市町村、警視庁、東京消防庁、第三管区海上保安本部、自衛隊等を通じて当該事案に関する情報を収集・分析し、事案の把握に努める。

④　初動対応

(*) 発生当初は事故と区別できないことも考えられるが、そのような場合でも最悪の事態を想定し、危機管理対策会議を招集する。

○　危機管理監は、関係機関と連携・協力し、被災者の救助や避難等に関して必要な措置(*)を速やかに実施する。
　この場合、ダーティボムや化学剤が使われている可能性も考慮し、二次被害の発生防止に努める。

○　危機管理監は、状況により、テロ等の事態の拡大（連続爆破テロ等）等も視野に入れ、施設管理者等に対する警戒要請などを行う。

○　危機管理監は、都民等への正確な情報提供に努める。

○　危機管理監は、多数の死傷者や建造物の破壊等の被害が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、緊急対処保護措置に準じた措置を行うため、直ちに知事に対して「都災害対策本部」の設置を上申する。

⑤　現地連絡調整所の設置

○　都は、テロ災害等の発生状況に応じて、現地周辺の安全が確保された場所に速やかに現地連絡調整所を設置し、各機関の連携を図る。

≪参加要請先≫

・　警視庁、東京消防庁又は消防本部、第三管区海上保安本部、保健所、医療機関、都内区市町村、自衛隊など、現地で活動している機関

≪実施内容≫

・　被災状況や各機関の活動状況の把握
・　各機関が有する情報の共有
・　現地における活動の連携のための調整　等

（２）都災害対策本部における総合的な対応

①　都災害対策本部の設置

○　都は、事態認定前において、原因不明の緊急事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、災害対策基本法に基づく都災害対策本部を設置し、必要な措置を総合的に推進する。
　この場合、都は、直ちに事案の発生や都の対応状況について、総務省消防庁を経由（警視庁においては、警察庁を経由）して国（内閣官房）に連絡するとともに、関係区市町村に連絡する。

(*) 消防法・警察官職務執行法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急・救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、警察・消防等と連携して被害の最小化を図る。なお、事態認定がされていれば、必要に応じて、国民保護法に基づく措置の実施が可能である。

②　都災害対策本部における対応の基本

○　都は、都災害対策本部において、事案に応じて関係機関が災害対策基本法、警察官職務執行法、消防法、海上保安庁法等に基づき講じる避難の指示、警戒区域の設定、消火、救助・救急等についての情報を収集・分析し、総合調整するなど、被害の最小化を図る。
　また、必要に応じて、現地対策本部を設置する。

○　知事は、迅速な対処のため特に必要がある場合、区市町村長に対して、避難の指示や警戒区域の設定などの指示を行う。(*)
　また、区市町村が、全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、区市町村長に代わって避難の指示等の措置を行う。

○　知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の道府県に対し支援を要請する。

○　都は、都緊急対処事態対策本部を設置して総合調整や措置を行うことが不可欠と判断される場合、国に対して、緊急対処事態の認定や都緊急対処事態対策本部の設置指定を要請する。

③　速やかに実施すべき措置

ア　被災者の救助、救援

○　都は、現地連絡調整所を介して、医師の派遣や医薬品の確保など事案の発生現地における救助活動に必要な支援を行う。

○　都は、必要により、現地において救命処置等を行うため、東京ＤＭＡＴを派遣する。この場合、派遣医師等の安全確保に十分留意する。

○　都は、必要により、現地の医療救護所におけるトリアージ(**)や応急措置のため、医療救護班を派遣する。

イ　被災者の搬送

○　都は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の運送に車両が必要な場合は、運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関等に対して、搬送用車両の提供を求める。

ウ　避難の指示

○　知事は、災害の規模、程度等から付近住民の避難が必要と判断した場合、

(*) 避難の指示や警戒区域の設定は、区市町村長や現場の警察官等が行う。
(**) トリアージ：多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や程度に応じ、適切な搬送治療を行うこと

当該区市町村長に対して、避難の指示を行うように要請する。

○　都は、大規模集客施設等の中で事案が発生した場合、施設管理者が行う館内放送や避難誘導等の状況を把握し、施設内の人々の避難が適切に行われるよう、必要な支援・助言等を行う。

エ　災害対策基本法等に基づく警戒区域の設定

○　都は、事案の発生現地において、警察官、海上保安官あるいは消防により警戒区域[1](*)が設定されている場合、現地連絡調整所においてこれらの機関と連携し、付近住民に対してその周知・徹底を図る。

○　知事は、事案が連続して発生し、拡大が予測されるなど緊急の必要があると判断する場合、当該区市町村長に対して、新たな警戒区域の設定を要請する。

オ　警戒要請等

○　都は、事案の拡大の状況に応じて、鉄道やライフライン等の施設の厳重警戒、鉄道の運行停止など災害を最小にするために必要な要請を行う。

（３）自衛隊の派遣要請

○　知事は、人命又は財産の保護のために必要があると認められる時は、防衛大臣又はその指定する者に対して災害派遣を要請する。

３　都緊急対処事態対策本部への移行

○　政府による事態認定が行われ、内閣総理大臣から都緊急対処事態対策本部の設置指定があった場合、都は、直ちに新たな体制に移行し、「都災害対策本部」を設置している場合は、これを廃止する。

○　都緊急対処事態対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

≪緊急対処事態における警報≫

○　知事は、緊急対処事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に関係する機関等に対し警報を通知・伝達する。

なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

(*) 警察官、海上保安官：災害対策基本法第 63 条第２項に基づく警戒区域の設定
消防吏員又は消防団員：消防法第 28 条に基づく消防警戒区域の設定

第２節　大規模テロ等の事態例ごとの対応の留意点

○　都は、テロ等が発生した場合の初動対応に関して、大規模テロ等の事態例ごとに、特に次の事項に留意する。

１　攻撃対象施設等による分類

（１）危険物質等を有する施設への攻撃

≪事態例≫石油コンビナート及び可燃ガス貯蔵施設等の爆破
危険物積載船への攻撃

①　施設管理者に対する措置の要請

○　知事は、テロ等の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。

○　警視庁は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。
　また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

②　立入制限区域の指定の要請

○　知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、都公安委員会又は東京海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

○　都公安委員会は、知事から要請があったとき又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、当該施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

③　危険物質等に関する措置命令

○　知事は、消防法や火薬類取締法等の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずる。

・　危険物質等の取扱所の使用の一時停止又は制限
・　危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
・　危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

○　知事は、危険物質等の取扱者に対し、上記の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

○　なお、既存の法令に基づく措置と上記の措置との対応関係は、別紙 23「危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置一覧」を参照のこと。

（２）大規模集客施設等への攻撃

≪事態例≫ターミナル駅、列車、劇場等の爆破

①　施設管理者に対する措置の要請

○　知事は、テロ等の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、大規模集客施設の管理者に対して、施設内の人々の安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

　また、突発的な災害発生に備えて、避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の確保を要請する。

○　警視庁は、施設管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

　また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

②　都が管理する施設における措置

○　知事は、都が管理する施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

○　この場合、知事は、必要に応じて、警視庁、東京消防庁その他の行政機関に対し、支援を求める。

③　避難の指示

○　施設内で突発的に爆弾等によるテロ等が発生した場合、一次的には、施設管理者が、構内放送や職員を通じて、速やかに施設内の人々を施設外の安全な場所に避難誘導することとなる。

○　都は、施設管理者や警察、消防等から、避難誘導等に関する情報を把握するとともに、施設内の住民の避難が円滑に行われるように、警察、消防、区市町村との連携を確保する。

○　また、現地連絡調整所に職員を派遣し、正確な情報把握に努め、事態の推移に合わせ、必要に応じて、新たな避難や警戒のための措置を行う。

④　大規模集客施設におけるパニック防止

○　都は、大規模集客施設の施設管理者との連絡体制を確保し、構内放送や避難誘導が適切に行われるように要請するとともに、警察や区市町村による避難誘導や情報伝達が行われるよう調整するなど、パニックの防止に努める。

⑤　鉄道の運行停止等の要請

○　知事は、同時多発テロ等の発生の兆候があるなど緊急の場合は、施設管理者に対して鉄道の運行停止や施設の一時的閉鎖等の措置を要請する。

２　攻撃手段による分類

（１）大量殺傷物質による攻撃

①　大量殺傷物質による攻撃に共通する留意点

ア　対処の基本

○　都は、大量殺傷物質（ダーティボム、生物剤、化学剤）を用いたテロ（以下「ＮＢＣテロ」という。）による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、現場における初動的な応急措置の実施に重点を置き対処する。

この場合、各省庁が汚染拡大防止のために行う活動内容について、総務省消防庁から必要な情報を入手する。

イ　応急措置の実施

○　知事は、ＮＢＣテロが行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。

また、ＮＢＣテロによる汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

○　警視庁及び東京消防庁は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

ウ　関係機関との連携

○　都は、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、区市町村、警視庁、東京消防庁、第三管区海上保安本部等からの情報などを集約して、国への迅速な支援要請を行う。

この場合、都は、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて医療機関等と共有する。

○　都は、放射性物質等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国（厚生労働省、農林水産省等）と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われることがないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかける。

また、生活用水が汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

エ　知事及び警視総監の権限

○　内閣総理大臣の要請を受けた知事又はその知事の要請を受けた警視総監は、汚染の拡大を防止するため、関係機関と調整しつつ、次に掲げる権限を行使する。

・　飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対する、移動の制限又は禁止、廃棄の命令
・　生活用水の管理者に対する、使用・給水の制限又は禁止、廃棄の命令
・　死体の移動の制限、移動の禁止
・　飲食物、衣類、寝具その他の物件の廃棄
・　建物への立入り制限又は禁止、建物の封鎖
・　交通の制限、交通の遮断

②　事態例

≪ダーティボムの爆発≫

ア　初動対応

○　都は、都内でダーティボム等によるテロが発生した場合、警戒区域外で住民の安全性の確保、住民不安への対応などを行う。

イ　避難の指示

○　ダーティボムによる攻撃が行われた場所から直ちに離れ、風向きや風速等を考慮し、できるだけ風上の近くの地下施設やコンクリート建物に一次的に避難するよう指示する。

○　口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤を服用するなどの指示により内部被ばくの低減に努める。

○　警戒区域の範囲については、放射線測定の結果や風向・風速等の気象条

件を考慮して決定する。

○　周辺住民等が過度に不安を抱くおそれがあるため、放射線測定の結果や放射線による身体への影響等について、速やかに情報提供する。

ウ　医療活動

○　都は、東京消防庁の指揮下において、東京ＤＭＡＴにより、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

なお、その際、医師等に防護服等を着用させ、二次汚染を防止する。

○　内閣総理大臣から被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。

エ　汚染への対処

○　都は、措置に当たる職員に防護服等を着用させるとともに、被ばく線量の測定及び管理を適切に行う。

○　都は、汚染地域への立入制限を確実に行い、避難誘導を適切に実施する。

○　被災者の除染は、災害現場において警察・消防等の現地活動機関が行う。

○　避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。

○　汚染された物質の除去や汚水・廃棄物の処理等を適切に行うとともに、立入制限の解除に当たっては、放射能の残留濃度に十分に留意するものとする。

≪生物剤（天然痘、炭そ等）の航空機等による大量散布≫

ア　初動対応

○　都は、生物剤テロのがい然性が高いと判断されるに至った場合、感染症発生動向調査を強化するとともに、医療機関と連携してサーベイランス（疾病監視）を実施する。

イ　避難の指示

○　知事は、生物剤によるテロ等が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示する。

なお、感染の危険のある区域の住民の避難は、区域外住民の避難と区別

するなど感染拡大の防止を図る。

○　人や動物を媒体とする生物剤によるテロ等が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が困難であることから、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。

ウ　医療活動

○　都は、東京消防庁の指揮下において、東京ＤＭＡＴにより、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。
　なお、その際、医師等に防護服等を着用させ、二次汚染を防止する。

○　医療活動に当たっては、生物剤によるものと考えられる感染者の集団発生を正確に把握し、サーベイランスを徹底する。

エ　感染の拡大防止

○　感染症の被害拡大防止のため、事態を早期に把握し、まん延防止のための適切な対応を図る。

(ｱ) 患者の移送

○　病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者が発生した場合、感染症指定医療機関等への移送及び入院措置を行う（必要に応じて医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置を実施する。）。

(ｲ) 汚染範囲の把握等

○　都は、厚生労働省と協力し、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及び公開を行うサーベイランスの結果等により汚染地域の範囲及び感染源を特定する。
　また、都健康安全研究センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

(ｳ) 消毒等

○　保健所は、警視庁等の関係機関と連携し、消毒剤、除染機材等の装備を用いて消毒等の措置を講ずる。

(ｴ) 汚染施設への立入禁止等

○　都は、テロの被災現場となった施設や感染者の立寄り先となった施設の閉鎖については、消毒の有無や汚染後の経過期間等を考慮して決定する。

(ｵ) 患者の移動制限

○　保健所は、感染症法に基づき、入院勧告など患者の移動を制限する措置を講ずる。

オ　天然痘テロの場合の二次感染防止

○　天然痘によるテロが行われた場合は、感染率が高い家族・同僚等の濃厚接触者に対しては優先してワクチン接種を行うとともに、接種後も十分な健康監視を行う。

また、状況により、濃厚接触者の行動制限や患者情報の公表を検討するなど、感染の拡大防止を図る。

カ　原因不明の病気のまん延

○　都は、原因不明の病気のまん延など、集団での異常発生時には、生物剤テロが行われた可能性を視野に入れて、早急に詳しい情報を収集するなど正確な状況把握に努める。

≪市街地等における化学剤の大量散布≫

ア　初動対応

○　化学剤テロの発生時は、時間、場所、気象等により、二次災害の発生や被害の拡大に影響を与えかねないことから、防災機関が連携し、被害の拡大防止と原因物質の早期の特定に努める。

イ　避難の指示

○　都は、化学剤テロが行われた場合又はそのおそれがある場合は、テロが行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋など汚染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示する。

○　警戒区域の範囲については、汚染の測定結果、風向・風速等の気象条件や化学剤の特性等を考慮して決定する。

ウ　医療活動

○　都は、東京消防庁の指揮下において、東京ＤＭＡＴにより、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

なお、その際、医師等に防護服等を着用させ、二次汚染を防止する。

エ　汚染への対処

○　都は、措置に当たる要員に防護服等を着用させるとともに、関係機関が

行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助、除染等に資する情報収集を行う。

○　被災者の除染は、災害現場において警察・消防等の現地活動機関が行う。

○　化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことに留意する。

オ　原因不明の事態への対処

○　都は、原因不明の死傷者が集団で発生したような場合は、化学剤テロが行われた可能性を視野に入れて、早急に詳しい情報を収集するなど正確な状況把握に努める。

（２）攻撃手段による分類

≪事態例≫航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

①　被害を最小限にするための対処

○　都は、テロ発生後、火災や建物の倒壊等による被害の拡大を抑えるため、迅速に施設内の人々の避難誘導が行われるよう、施設管理者、警視庁、東京消防庁、第三管区海上保安本部等、区市町村等に対して、必要な協力を行う。

○　また、周辺地域への影響を最小限に抑えるため、警察等関係機関と連携し、周辺の住民や事業者等の避難、警戒区域の設定等、必要な措置を速やかに行う。

②　国との連携

○　連続テロの可能性があること等を踏まえ、国との情報交換を緊密に行う。